

## 公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和 8 年 4 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

### 記

#### 1 業務内容等

##### (1) 業務名

令和 8 年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等  
対応業務

##### (2) 業務の目的

茨城県（以下「県」という。）は、物価上昇の影響を受ける中小企業等に対し、「いばらき賃上げ支援金」（以下「賃上げ支援金」という。）及び「いばらき業務改善奨励金」（以下「奨励金」という。）を支給するに当たり、申請受付及び申請内容の審査並びに申請者等からの電話等による相談への対応業務を委託することにより、各事業の支給事務を迅速かつ的確に処理することを目的とする。

##### (①) 業務内容

- ① 事務局の設置及び運営
- ② 賃上げ支援金及び奨励金の申請受付、申請内容の審査及び県への報告
- ③ 支給決定通知書等の送付
- ④ 申請相談等への対応
- ⑤ 事業説明会の開催
- ⑥ 事業の宣伝広報

業務の詳細は、別紙「令和 8 年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等対応業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

##### (4) 履行期限

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

※入札状況により前後する場合があります。

##### (5) 提案額

104,199,732 円（消費税及び地方消費税込み）以内

なお、この額は、事業内容の予算規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

#### 2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。

- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 茨城県内に本店・主たる事業所又は支店・従たる事務所を有すること。
- (6) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

#### (2) 企画提案を審査するための評価項目

評価項目	評価の視点
1 確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書に定める業務を円滑にかつ確実に実施できるか。</li> <li>・ 契約後、迅速に業務実施のための体制構築等ができるか。</li> </ul>
2 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務実施のために十分な人員の確保ができるか。</li> <li>・ セキュリティ対策が十分になされているか。</li> <li>・ 申請者に分かりやすく、効率的な申請受付体制が構築できるか。</li> <li>・ 効果的な宣伝広報を提案できるか。</li> </ul>
3 過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に同種の業務実績があり、提案内容の実施に信頼がおけるか。</li> </ul>
4 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算内訳及び根拠が明確に示されているか。</li> <li>・ 提案内容に対して経費が適切に積算されているか。</li> </ul>
5 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の開始から終了まで、業務の実施に必要な全体スケジュールが示されているか。</li> </ul>

### 4 手続等に関する事項

- (1) 担当部局 茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉G 担当：福田  
〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

#### (2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間 令和8年4月28日（火）から同年5月19日（火）（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付方法 茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロード。

URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、直接交付を希望する場合は、(1)の担当部局あて事前に連絡の上、来庁すること。

#### (3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 令和8年5月19日（火）午後5時必着
- イ 提出先 (1) 担当部局に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

## 5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提出された企画提案書については、オンライン形式でヒアリングを実施する。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 当該事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付決定がなされなかった場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。
- (7) 契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (8) その他詳細は募集要領及び仕様書による。